

久喜市放課後児童クラブ条例施行規則及び久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

(久喜市放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正)

第1条 久喜市放課後児童クラブ条例施行規則（平成22年久喜市規則第95号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「小学校名」を「学校名」に、「小学校」を「学校」に改める。

様式第4号から様式第8号までの規定中「小学校」を「学校」に改める。

(久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正)

第2条 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年久喜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「（小学校・中学校）」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。